

西 監 発 第 28 号  
平成 22 年 6 月 11 日  
(2010 年)

請 求 人 様

西宮市監査委員	大川原	成彦
同	木村	嘉三郎
同	鈴木	雅一
同	亀井	健

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法（以下「自治法」という。）第 242 条第 1 項の規定により平成 22 年(2010 年) 5 月 10 日付で提出されました住民監査請求について、次のとおり判断しましたので通知します。

記

1. 請求の受理

本件職員措置請求は、所要の法定要件を具備しているので、平成 22 年 5 月 13 日これを受理することに決定しました。

2. 請求の要旨

本件職員措置請求の要旨は以下のとおりです。

- (1) 平成 13 年 4 月 6 日、神戸地方裁判所尼崎支部に西宮市が請求人（ほか 1 名）を被告として提訴した「不動産不存在確認請求事件」及び平成 13 年 10 月 18 日の「所有権確認」の追訴は西宮市議会の議決を受けていない提訴で、その上「不動産不存在確認請求事件」は却下され敗訴している。さらに「所有権確認」の訴えは塩瀬センター用地の共有者である請求人には民法第 249 条の基、提訴できないから、無効である。

無効、返還の理由

- (イ) 西宮市が当事者となって提訴するときには西宮市議会の議決が必要である。（自治法第 96 条第 1 項第 12 号に明記）
- (ロ) 自治法第 2 条〔地方公共団体の法人格、事務範囲、自治行政の基本原則〕
- (2) 監査請求についての期間制限は財務会計行為があった日、又は終わった日から 1 年とされているが、本件訴え提起が西宮市議会の議決を受けていない事実を請求人が知ったのは、平成 21 年 11 月 27 日（個人情報開示）であり、期間制限には該当せず監査請求はできる。請求人は何度も個人情報開示を西宮市に請求していた。
- (3) 西宮市は法律に基づいた財産の取得もせず、請求人を欺罔して裁判に誘い込み、裁判所を悪利用し、不法行為をもって勝訴したとの理由で、何の権原もないのに請求人の所有地を悪意により占有

している。

(4) 西宮市が西宮市議会の議決を受けず提訴した事件であるから、自治法第 2 条第 1 項第 16 号、同項第 17 号の基、無効であり、平成 12 年 8 月 18 日、総務局長が - を示した図画及び、同年 8 月 25 日、総合窓口責任者が作成した陳情書と法務局の公図の 3 点を、同年 9 月 6 日、西宮市議会に提出し、同年 9 月 18 日に陳情が採択された。この時点で西宮市と請求人は塩瀬センター用地については共有者である。

(イ) 陳情書の作成及び - 図画の作成内容は作成者(西宮市)に帰属する。

(ロ) 陳情が西宮市議会で採択された平成 12 年 9 月 18 日の時点で請求人の所有地は西宮市所有の塩瀬センター内に存在している。さらに市職員が作成した陳情書の表題は「土地返還について(陳情)」であるから、請求人の所有地を西宮市は請求人に返還すること。

(ハ) 西宮市行政の違法行為としては、さらに民法第 1 条〔私権の基本原則、信義誠実の原則、権利濫用の禁止〕が遵守されていない。

(ニ) 西宮市が占有している請求人の所有地を返還することで、請求人は生活保護を受ける必要がなくなる。

上記、西宮市職員の行為により債務その他の義務の負担責任が西宮市にある。

(5) 本件訴訟の代理人である西宮市顧問弁護士の報酬、一審 1,050,000 円、控訴審 525,000 円、成功報酬 2,625,000 円及び訴え提起の手数料 993,600 円の合計 5,193,600 円の支出は、(1)の(イ)(ロ)の基、法律違反は明白であるから、当時の責任者、山田知(市長)、阿部泰之(総務局長)、安富保(財務局長)に返還させること。

成功報酬の支出、受給は大阪弁護士会報酬規定第 2 条 2 項違反である。

西宮市監査委員は自治法第 242 条第 1 項の規定により、請求人が提出した証拠資料及び西宮市関係者の事実行為説明書を精査し、法に照らして上記の必要な措置を取ることを請求する。

### 3. 請求人 略

### 4. 監査の実施

西宮市職員措置請求書、同請求書に添付された事実を証明する書面、請求人の陳述並びに市当局から提出された書類の調査を行うとともに、関係職員から事情聴取を行いました。

### 5. 監査の期間

平成 22 年 5 月 11 日から同年 6 月 11 日まで

### 6. 請求人の陳述

自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出並びに陳述の機会を持った結果、平成 22 年 5 月 28 日午後 3 時 5 分より請求人が陳述を行いました。

### 7. 関係職員の事情聴取

自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、関係職員として、掛田総務局長、田中総務総括室長、小橋総務課長、中前総務課係長、増井管財課長、阿部管財課課長補佐、大西管財課主事の出席を求め、平成 22 年 6 月 4 日午後 3 時 40 分より事情聴取を行いました。

## 8. 監査委員の判断

自治法第 242 条第 8 項の規定により、本件職員措置請求について監査委員会議において協議した結果、次のとおり結論を得ました。

住民監査請求は、住民による事務監査請求の制度（自治法第 75 条）のように、地方自治体の事務一般の違法又は不当を問題とするための制度とは異なり、地方自治体の財務会計の適正な実現を目的として、租税その他の公租公課を負担する住民に、その個人的な利益とは直接には関係なく請求を認めた制度であり、その対象とされる事項は、自治法第 242 条第 1 項所定の財務会計行為に限られています。

以上を前提に、請求人の請求については、次のように判断します。

- (1) 請求人が請求の要旨(1)記載の訴訟の提起は無効であり、請求人の所有地を請求人に返還するよう請求を求めている点について

裁判所法第 3 条第 1 項は、裁判所に、一切の法律上の争訟を裁判する権限を与えています。ここにいう「法律上の争訟」とは、「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であつて、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるもの」（最高裁判所昭和 56 年 4 月 7 日判決）とされています。したがって、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争については、裁判所によって終局的に解決されるべきであり、その手続きは、民事訴訟法等において当事者の利益を害さないよう詳細に規定されているところです。

請求人は、当該訴訟の提起は違法無効であり、当該土地を請求人に返還するよう主張しています。しかし、当該土地に係る事件は、裁判所によって終局的に解決されるべき当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であつて、原告の訴訟提起が違法であるか否かは、当該訴訟手続きにおいて、裁判所によって判断されるべきものであり、裁判所が違法であると判断した場合には、裁判所により原告の請求が斥けられることとなる事項です。

したがって、訴訟の提起の無効を求める請求は、住民監査請求手続きにおいて訴訟手続きの適法性の審査を求めるものであり、自治法第 242 条第 1 項所定の財務会計行為を対象とした請求とは認められません。

以上により、当該訴訟提起の無効を前提とした土地の返還の請求は、不適法といわざるを得ません。

- (2) 請求人が請求の要旨(5)記載の 5,193,600 円に係る支出について、法律違反は明白であり、当時の責任者に対し、西宮市に返還させることを請求を求めている点について

住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができないとされています（自治法第 242 条第 2 項本文）。ただし、請求ができないことについて、正当な理由がある場合は、この限りではありません（同項ただし書）。

本件請求が対象とする公金支出の状況は、次のとおりです。

		支出日
一審着手金	1,050,000 円	平成 13 年 6 月 26 日
二審着手金	525,000 円	平成 15 年 8 月 22 日
成功報酬	2,625,000 円	平成 16 年 2 月 13 日
本件訴え提起手数料	993,600 円	平成 13 年 4 月 6 日及び平成 15 年 5 月 31 日

以上のとおり、本件請求は、何れの公金支出からも 1 年を経過してなされています。

なお、請求人は、本件訴えの提起が市議会の議決を受けていない事実を知ったのは、平成 21 年 11 月 27 日であり、期間制限には該当せず、住民監査請求は可能であると主張しています。このことにつき、自治法第 242 条第 2 項ただし書にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当

該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきであるとされています(最高裁判所平成14年9月12日判決)

仮に平成21年11月27日まで、請求人が相当の注意力をもって調査しても客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができなかったとしても、同日からすでに相当な期間を経過した後に請求を行っているため、期間制限の例外を認めるべき特段の正当な理由が存在していたとはいえません。

仮に「正当な理由」が認められた場合においても、本件請求が対象とする公金の支出は、前記訴訟に係る訴訟代理人たる弁護士への報酬及び手数料の支出であり、(1)で述べたように訴訟提起の適法性については当該訴訟手続きにおいて裁判所により判断されるべき事項であるところ、本件大阪高等裁判所平成15年12月3日判決はすでに確定しており、当該提訴に係る支出について違法な公金の支出とは認められません。

以上のことから、請求人の請求は、その余の点について判断するまでもなく、自治法第242条に規定する住民監査請求としては適法とはいえないため、却下することとします。